

第 64 号議案

神戸市青少年会館条例の一部を改正する条例の件
神戸市青少年会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 9 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市青少年会館条例の一部を改正する条例
神戸市青少年会館条例（昭和 55 年 4 月 条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「神戸市中央区雲井通 5 丁目 1 番 2 号」を「神戸市中央区東川崎町 1 丁目 3 番 3 号」に改める。

第 4 条第 1 号中「研修室」を「多目的室」に改め、同条第 4 号中「談話室」を「音楽室」に改め、同条第 5 号中「レクリエーションホール」を「練習室」に改め、同条中第 6 号から第 10 号までを削り、同条第 11 号を同条第 6 号とする。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

理 由

神戸市青少年会館の移転に伴い位置及び施設を変更するに当たり、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市青少年会館条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(位置)

第2条 会館の位置は、次のとおりとする。

神戸市中央区雲井通5丁目1番2号

神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号

(施設)

第4条 前条の事業を行うため、会館に青少年等の利用に供するための施設として次に掲げる施設を置く。

- (1) 研修室
- (2), (3) 略
- (4) 談話室
- (5) レクリエーションホール
- (6) 音楽室
- (7) 視聴覚室
- (8) 和室
- (9) 工作室
- (10) 青少年団体連絡室
- (11) ロビーその他の便益施設

多目的室

音楽室

練習室

(6)